

研究室紹介

埋蔵文化財センター保存修復工学研究室

研究室の前身は埋蔵文化財センター発足後3年半たった昭和52年設置された「保存工学研究室」です。そこでは平城調査部の計測修景調査室などと連携して、遺跡の保存整備（保存修景）に関する研究をおこない、全国の地方公共団体が実施する遺跡整備事業の推進への協力支援をおこなっていました。

埋蔵文化財センターには保存修復科学研究室と保存修復工学研究室という、一字違いの研究室ができましたが、この研究室は遺跡整備に関して、土木工学など工学的側面からの研究を担当するとともに、研修をはじめとして前研究室の業務を継承しています。

遺跡はさまざまな土木工事に際して、あるいは地道な研究の結果として発見され、時には大々的に報じられ、そのうち歴史的・学術的に特に重要なものについて史跡に指定されます。先人の足跡が刻まれた文化遺産である遺跡を永く後世に伝えるには、周辺住民をはじめ多くの国民に、その歴史的・学術的意義が深く認識され、かつ、さまざまな社会教育の場として活用されることが必要です。

遺跡整備とは、遺跡とその周辺について、現状で可能な限りの手当てをして後世に伝えるための保存処置をおこなうとともに、時には復元的に示すなどして、遺跡の歴史的・学術的意義を明らかにしながら保存・顕彰し、維持管理・活用するためにおこなわれます。それには考古学・歴史学・造園学・建築学・土木工学・自然環境学・都市工学・観光学など多方面からの検討とその総合が必要であり、住民生活を含む周辺環境との共生も大きな課題です。

整備は官衙、集落、寺院、庭園、古墳、生産遺跡など遺跡の種類や置かれた環境によっても手法が異なります。研究室ではこれまでに他研究室と共同で「復原建物」や「官衙遺跡」などの遺跡保存整備の実態調査をおこない、工法を中心とした研究を進めてきました。そのなかで、「何処も同じ」にみえる事態が生じつつあることも事実です。今こそ遺跡の個性と条件に合わせた整備が求められています。「よりよい整備」「ふさわしい手法工法」とは何か？遺跡保存と整備活用の包括的体系的な研究が必要になっています。（埋蔵文化財センター 西口 壽生）